

橋本事務所新聞

第70号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『営業秘密・特許出願のメリット・デメリット』

□営業秘密とは

不正競争防止法は、営業秘密を「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有効な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」と定義しています。例えば、技術上の情報としては技術的ノウハウや設計図面等が、営業上の情報としては顧客名簿や販売マニユアル等が営業秘密の対象となります。

□特許とは

特許法はその保護対象である発明を「自然法則を利用した技術的思考の創作のうち高度なも

のをいう」と定義しています。

特許権は特許庁に願書を提出し、審査の上、一定の要件を満たしたもののだけに与えられます。特許の要件としては、日本国内外で公然と知られたり刊行物に記載された発明でないこと（新規性）とこのような公知技術から当業者が用意に想到しうる発明でないこと（進歩性）が重要です。特許の大きな特色は、特許出願は一年六ヵ月後に社会に公開されるといことです。

□メリット、デメリット

営業秘密のメリットは、何よりも情報を公開せずに秘密のまま保持することができる点にあります。デメリットとしては秘密がいったん公知になってしまつと保護を受け得なくなる点や、

独自に同じ技術を開発した者の利用を排除できない点が挙げられます。

特許権の場合は、独自に開発した者の利用も禁止することが



できる反面、発明の公開を前提とする制度である為、例えば、第三者に分からない場所等での特許権の模倣があつても発見が容易ではありません。

また、特許権は存続期間が限られており、出願から二十年で消滅します。

知ってお得！法律雑学

『手形は借用書の代わりにも利用できるか？』

Q、私は、頼まれて人にお金を貸すことになりました。

ある人に、手形を借用書代わりに取っておくとよいと言われたのですが、どうしてその方がよいのでしょうか？

手形訴訟手続を利用できる等のメリットがあります。

一般に手形を振出すには、銀行と当座勘定取引契約を結び、当座預金口座を開設し、手形用紙の交付を受けるのが普通です。したがって、手形を受取った場合は、返済期日に自らの取引銀行を通じて手形を呈示すれば支払を受けられます。借主が手形を不渡りにすると、信用は著しく失墜しますし、六ヶ月以内に不渡りが二度にわたれば銀行取引停止という、営業継続がきわめて困難になる制裁を受けます。

A、たんに借用書のみを作成してお金を貸した場合に比べて、手形の交付を受けた場合のほうが、①確実に回収できる可能性が強いこと、②裏書人にも支払を請求できる場合があること、③手形割引によって換金できる場合があること、④簡易迅速な

次に、交付された手形に裏書人がいる場合は、裏書人にも手形金の支払請求ができますので、裏書人に資力があれば安心です。更に、手形の満期前に銀行などで手形割引を受けられることもあります。最後に、返済を受けられない場合は「手形訴訟」と言つて、通常の訴訟手続より簡単でしかも迅速に判決がもらえる手続が用意されています。

経営コーナー

□今月の一冊□

最近の出版書の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。今月はこの一冊をご紹介します。

『スターバックスを世界一にするために守り続けてきた大切な原則』

ハワード・ビーハー／ジャネット・ゴールドシュタイン 共著

関 美和 訳

日本経済新聞出版社

著者のハワード・ビーハーは、まだ中小企業だった頃のスターバックスに入社し、その後同社の世界展開を指揮した人物である。そんな彼が自ら実践してき



たリーダーシップの十の原則をまとめたのが本書である。

スターバックスには、『パーソナル・リーダーシップ』の原則がある。それは、仕事と人生において羅針盤の役目を果たすもので、次の十カ条からなる。

□自分に正直になる

自分自身とその価値観に向き合い、それに正直に生きる。このことが、成功への第一歩となる。

□なぜ、この会社で働くのか

自らが働く理由を突き詰めて考える。それにより初めて、個人と組織の成功が一つとなる。

□自主的に考える

社員をルールで縛るのではなく、その自主性を尊重する。人はルールではなく、自分の信念に従うことによって、正しいことができる。

□信頼を築く

思いやりを持ち、言葉だけではなく行動でもそれを示す。

□真実に耳を澄ます

聴くことに時間を割く。そうすることで真実が読み取れ、何をすべきかが分かる。

□責任を持つ

真実から逃げずに、責任を持つて生きるなら、全てを乗り越えることができる。

□行動する

失敗しても、諦めずに様々なことに挑戦する。リスクをとらず、行動しないことこそリスクであると知る。

□困難に立ち向かう

危機に直面したときは、企業理念や価値観に従って行動する。

□リーダーシップを発揮する

思いやりにあふれ、目標や価値観に忠実な『静かなリーダーシップ』を目指す。

□大きな夢を持つ

「ノー」ではなく、自分を信じ、勇気をだして「イエス」と言う。そうすれば、人は動く。



今月の一言

先日、全国建設業関係行政書士協議会の京都フォーラムに世話人として参加してきました。

国交省審議官による講演「地域建設業の振興を目指して」や「中小建設業の事業支援を考える」のテーマで各界専門家によるパネルディスカッションもあり、得るものが多くありました。しかし、何と言っても一番のお目当ては懇親会での舞妓さん芸妓さんの踊りでした。NHKの朝ドラ「だんだん」で見たとおりの、はんなりとした華やかさで、おおいに場が和みました。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 会計記帳
HACCP ISO コサルティング
個人情報保護法 認証指導他

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

行政書士 CFP
1級ファイナンシャルプランニング技能士
リスクと保険（保険の見直し）
相続・事業承継
金融資産運用設計